

生命倫理の論点

	対象	基本論点		個別事項	
				研究開発	医療 / 産業
生命倫理が取り扱う範囲	生殖細胞	基本的考え方 ・生命にどこまで人為的に手を加えてよいか？ ・人の組織の利用はどのような条件で認められるか？	○生殖への関与がどこまで許されるか？	○生殖細胞研究（日産婦ガイドライン） ○ ヒトゲノム・遺伝子解析研究（ 3 省共通指針）	○人工授精（日産婦ガイドライン）
	ヒト胚		○人の生命の始まりはいつからか？ 〔生命の萌芽として倫理的に尊重（生命倫理委）〕 ○どの程度の法的保護が必要か	○ヒト胚の研究利用 →慎重に実施（生命倫理委、日産婦ガイドライン） ○ E S 細胞、特定胚 →指針で規制（検討中） ○ヒトゲノム・遺伝子解析研究（ 3 省共通指針）	○クローン個体の産生 →禁止（クローン技術規制法） ○生殖医療（体外受精） （日産婦ガイドライン、厚生科学審検討中） ○着床前診断（厚生科学審議会で検討中） ○生殖細胞遺伝子治療（遺伝子治療指針）
	胎児		○ 堕胎の禁止（刑法） ○ ただし、母体の保護の観点から妊娠中絶を認める（母体保護法） ○ 民法等において、出生を条件に権利の主体（相続、損害賠償等）	○死亡胎児組織利用研究（日産婦ガイドライン） ○ E G 細胞の樹立 ○ ヒトゲノム・遺伝子解析研究（ 3 省共通指針）	○ 遺伝子治療（遺伝子治療指針） ○ 出生前診断（日産婦ガイドライン）
	人 （生きた人）			○ ヒトゲノム・遺伝子解析研究（ 3 省共通指針） ○成体細胞・組織利用研究（組織培養学会ガイドライン）	○人工妊娠中絶（刑法、母体保護法） ○ 遺伝子診断（関係学会において作成中） ○細胞治療 ○ 遺伝子治療（遺伝子治療指針） ○組織移植（厚生省の指針） ○がん等難病の告知
	（死んだ人）			○ 死体細胞・組織利用（組織培養学会ガイドライン） ○ ヒトゲノム・遺伝子解析研究（ 3 省共通指針）	○ 尊厳死 ○臓器移植（臓器移植法）